平成１９年６月１６日改正

土浦一高東進会規約

進修同窓会東京支部規約（昭和６３年１１月５日制定）の全部を次のように改正する。

【名　称】

第１条　本会は、茨城県立土浦第一高等学校進修同窓会（以下「進修同窓会」という）の東京支部として土浦一高東進会と称する。

【目　的】

第２条　本会は、進修同窓会と緊密な連携のうえ、会員相互の親睦提携を図り、かつ、母校の発展に協力することを目的とする。

【事務所】

第３条　本会は、事務所を東京都内に置く。

【会　員】

第４条　本会は、下記の者で、東京都内に居住するもの又は東京都内に勤務し若しくは東京都内に事業所を有し、かつ、神奈川県、埼玉県若しくは千葉県内に居住するもの（他の支部に所属する者を除く）で組織する。

（1）茨城県立土浦中学校、茨城県立土浦第一高等学校及びその併設中学校（以下「母校」という）の卒業生

（2）母校に在学した者で、同期の会員が推薦し役員会の承認を得た者

２　会員は、転居、転勤、退職、事業所閉鎖などにより、前項の要件を満たさなくなっても、引き続き会員となることができる。

【役　員】

第５条　本会に次の役員を置き、役員は、当該各号に定める職務を行う。

（1）　会　長（１名）　本会の業務を総理し、本会を代表する。

（2）　副会長（若干名）　会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは予め会長が指定した順序によりその職務を代行する。

（3）　顧　問（若干名）　会長の相談に応ずる。

（4）　常任顧問（若干名）　常時、会長の相談に応ずる。

（5）　監　事（２名）　本会の会計を監査する。

（6）　幹事長（１名）　会長及び副会長を補佐し、一般事務の執行を統括する。

（7）　副幹事長（若干名）幹事長を補佐する。

（8）　常任幹事（若干名）　幹事長及び副幹事長を補佐し、企画、広報等の一般事務を分掌する。

（9）　会計幹事(１名）本会の会計の事務を処理する。

（１０）各回幹事（各回（各卒業年次）若干名）　同期会員間の連絡及び本会との連絡にあたる。

【役員の選任】

第６条　本会の役員は、次の各号に定めるところにより選出する。

（1）会長、副会長、監事及び幹事長は、会員の中から総会で選出する。

（2）顧問及び常任顧問は、本会に功労のあった者の中から総会で選出する。

（3）副幹事長及び常任幹事は、会員の中から会長が委嘱する。

（4）会計幹事は、常任幹事の中から会長が委嘱する。

（5）各回幹事は、各回の会員が互選する。

【役員の任期】

第７条　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

【総　会】

第８条　本会は、年１回総会を開催する。

２　総会は、会長が招集する。

【役員会】

第９条　役員会は、役員により構成し、必要に応じ会長が招集する。

【委員会】

第１０条　本会に次の常置委員会を置き、各号に定める職務を行う。

（1）　企画委員会　本会の事業、行事等の企画

（2）　編集委員会　会報「東進」等の編集

２　本会は、必要があるときは、役員会の決議に基づき、特別委員会を設けることができる。
３　委員は、会長が選任し、その任期は２年とする。
４　委員会の運営方法については、役員会において定める。
【当番幹事】
第１１条　毎年度交代制により総会の企画、運営等に当たるものとして当番幹事を置く。
【会計年度】
第１２条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終る。
【経費の支弁】
第１３条　本会の経費は、会員の年会費、総会等会費及び寄付金をもってこれに充てる。
２　年会費は、３，０００円を基準とし、物価の変動等を勘案して役員会で決定する。
３　総会等会費は、開催の都度、役員会で決定する。
【予　算】
第１４条　本会の収支予算は、会長が役員会に諮って編成し、総会の承認を得なければならない。
【決　算】
第１５条　本会の収支決算は、幹事長が役員会に諮って作成し、監事の監査を経たうえ、総会の承認を得なければならない。
【会　報】
第１６条　本会は、会報「東進」を年２回発行する。
２　会報は、発行前に会長の承認を得なければならない。
【ホームページ】
第１７条　本会は、インターネットのホームページ「東進」を運営する。
２　ホームページの運営管理者は、会員の中から会長が委嘱する。
【名誉称号】
第１８条　名誉会長その他本会が付与する名誉称号については、役員会において定める。
【表　彰】
第１９条　本会の名誉を著しく高揚した者、本会のため功績顕著な者に対しては、役員会の議決を経て総会の席にて表彰する。
【規約の変更】
第２０条　この規約の変更は、総会出席会員の３分の２以上の同意を得なければならない。

附　則

この規約は、平成１９年６月１６日から施行する。